

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに対する経営支援対策について

区 分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
a. 家伝法での支援	○殺処分家畜等に対する手当金 (患畜：家畜の評価額の1/3) (疑似患畜：家畜の評価額の4/5) ○殺処分家畜等に対する特別手当金 (患畜：家畜の評価額の2/3) (疑似患畜：家畜の評価額の1/5) ○死体、汚染物品の焼埋却に要した費用に対する交付金(1/2) (場合によっては都道府県が焼埋却を実施) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)	○農家に対する助成措置 (・売上減少額又は飼料費・保管費・輸送費等の増加額を国(1/2)と県(1/2)で全額助成) (・国費分以外の県が負担した費用については、県に対してその4/5を特別交付税として措置)	

区 分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外
b. 融資 利率 R8.3.18現在 ※融資実行 までの期間 は案件に よって異な る。	○家畜疾病経営維持資金のうち 経営再開資金（<u>クイック融資メニュー</u>、通常メニュー） 貸付対象：対象疾病の発生農家 ※ただしクイック融資メニューの場合、発生に際して県への通報が大幅に遅延した疑いのある者等を除く ○経営再開資金（クイック融資メニュー） ・貸付限度額：手当金等交付見込額※¹（上限3億円） ・償還期限：2年以内（一括償還） ただし、手当金等交付を受けた場合は速やかに償還 ・貸付利率：無利子 ・その他：保証料免除（農業信用保証保険制度活用の場合） ※¹ 過去の手当金等交付時の評価実績額に0.8を乗じて得た畜種ごとの1頭羽当たりの単価に処分頭羽数を乗じて計算 （採卵鶏）839円/1羽 （肉用鶏）374円/1羽 ○経営再開資金（通常メニュー） ・貸付限度額：個人2千万円、法人8千万円 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.875%	○家畜疾病経営維持資金のうち 経営継続資金 貸付対象：移動制限又は搬出制限区域内の畜産経営者 ○経営継続資金 ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.875%	○家畜疾病経営維持資金のうち 経営継続資金 貸付対象：①制限区域内の農家又はと畜場等との取引が停止された者 ②輸出が停止された区域内の畜産経営者 ○家畜疾病経営維持資金のうち 経営維持資金 貸付対象：家畜等の価格低下等の経済的影響を受けた者 ○経営維持資金 ・貸付限度額：52千円/100羽 ・償還期限：7年以内（据置3年以内） ・貸付利率：2.500%
	地方自治体が以下の予算措置を行った場合、その1/2を特別交付税として措置 ① 本資金の上乗せ利子補給を行う ② 本資金の債務保証にあたり農業信用基金協会に支払う保証料を軽減する		
	○農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫農林水産事業、沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫） ・資金使途：経営の維持安定に必要な長期の資金 ・貸付限度額：経営費の6か月分※²又は600万円 ・償還期限：15年以内（据置3年以内） ・貸付利率：1.65～2.35% ※² 年間経営費の6/12（6か月分）に相当する額又は粗収益の6/12（6か月分）に相当する額のいずれか低い額		

区 分	農業者への支援		
	発生農家	移動制限・搬出制限区域内	移動制限・搬出制限区域外（全国）
c. 家畜防疫互助基金支援事業 （予算）	○加入農家が新たに鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう及びエミューを導入し、経営を再開する場合には、経営支援互助金を交付。 上限単価		

【お問合せ先】

①経営支援 対策

a. 家伝法での支援

お問合せ先：消費・安全局動物衛生課
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292

c. 家畜防疫互助基金支援事業

□（一社）日本養鶏協会（03-3297-5515）

b. 融資

・家畜疾病経営維持資金、畜産リノベ資金

制度に関するお問合せ先：畜産局企画課

代表：03-3502-8111（内線4896）

ダイヤルイン：03-3502-5981

借入を希望する場合は最寄りの農協、信用農協連合会、銀行など

・農林漁業セーフティネット資金

□（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール0120-154-505）

□沖縄振興開発金融公庫（098-941-1840）

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センターなど